

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 7 日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御担当者様

厚生労働省医政局医事課試験免許室

復権令の効力と医師等の行政処分の関係について

即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 9 条の規定に基づく復権令（令和元年政令第 131 号。以下「令」という。）が、令和元年 10 月 22 日付で公布され、同日から施行されたところですが、令の効力と医師、歯科医師及び看護師等に対する行政処分との関係については、別添のとおり各都道府県に周知しておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年2月7日

各都道府県医務主管（部）局
免許事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課
医政局歯科保健課
医政局看護課
医政局地域医療計画課

復権令の効力と医師等の行政処分の関係について

免許登録業務につきましては、平素より種々御配慮いただきありがとうございます。

即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和22年法律第20号）第9条の規定に基づく復権令（令和元年政令第131号。以下「令」という。）が、令和元年10月22日付で公布され、同日から施行されたところですが、令の効力と医師、歯科医師及び看護師等に対する行政処分との関係については、下記のとおりとなりますので、この内容について御了知の上、意見の聴取等業務のその円滑な実施につき御配慮願います。

なお、今後、不利益処分に係る意見の聴取等を実施する際には、行政処分対象者に対して、復権の対象者であるか否かを確認するとともに、復権の対象者であることが判明した場合には、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）第15条に基づく証明書を提出するよう併せて御指示願います。

記

第1 罰金刑に処せられた者について、復権の効力が発生した場合は、当該復権の対象となった罰金刑との関係では、免許の相対的欠格事由である「罰金以上の刑に処せられた者」（医師法第4条第3号等）には、該当しない。

政 令

復権を認証し、復権令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十一号

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 河井 克行

内閣総理大臣 安倍 晋三